

(趣旨)

第1条 この要綱は、交番・駐在所連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡協議会の目的)

第2条 連絡協議会は、交番又は駐在所(以下「交番等」という。)の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害(以下「犯罪等」という。)の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

(連絡協議会の設置及び組織)

第3条 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。

2 連絡協議会は、委員及び運営担当者(以下「構成員」という。)をもって構成するものとする。

3 委員は、地域の实情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定すること。

4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定すること。

5 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。

6 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てることとし、随時委員その他の参加者を訪問して、必要事項の連絡に当たるものとする。

7 警察署長(以下「署長」という。)は、運営担当者の中から次に掲げる者を運営責任者として指定するものとする。

(1) 交番所長、駐在所長(以下「交番所長等」という。)が配置されている場合は、交番所長等

(2) 交番所長等が配置されていない場合は、上位の階級にある者。ただし、同一階級の者が2人以上配置されている場合は、先任者

(3) 署在地交番は、警察署地域課の警部補の階級にある者

8 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

(単位連絡協議会)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は、複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該分割し又は統合する地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

2 前条第2項から第8項までの規定は、第1項の連絡協議会について準用するものとする。

(職種等連絡協議会)

第5条 所管区等を単位とせず、職種、地区等を着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3条第1項又は前条第1項の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、第1項の連絡協議会について準用するものとする。この場合において、同条第3項中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

(会議の開催)

第6条 連絡協議会(第4条第1項又は前条第1項に定める連絡協議会を含む。以下同じ。)の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

2 定期会議は、おおむね年4回以上開催するものとする。

3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要が生じた場合に随時開催するものとする。

4 会議は、組織の構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

(連絡協議事項)

第7条 連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民の生活の安全と平穩に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

(留意事項)

第8条 連絡協議会の開催に当たっては、次の各号に掲げる点に配意して、真に効果が挙がるよう努めること。

- (1) 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- (2) 前号に定めるもののほか、署長は、必要な場合には他係幹部等を会議に参加させ又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

(備付簿冊)

第9条 交番等には、連絡協議会の設置、開催状況を明らかにするため、次の簿冊を備え付けなければならない。

- (1) 連絡協議会設置簿(第1号様式)
- (2) 連絡協議会開催結果記録簿(第2号様式)
- (3) 意見・要望等把握及び処理状況簿(第3号様式)

(報告)

第10条 署長は、連絡協議会を設置し、又は会議を開催したときは、それぞれ連絡協議会設置報告書(第4号様式)又は連絡協議会開催結果報告書(第5号様式)により、速やかに警察本部長に報告するものとする。

(細部事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、それぞれの連絡協議会が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。